

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和2年2月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: February 26 Meeting
～ Med-Arb/Arb-Med 再考～
(Reconsideration of Med-Arb/Arb-Med)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。当日参加も可能ですが、会場の準備の都合上、できる限り本状による参加申込みをお願い致します。

記

Med-Arb/Arb-Med 再考
Reconsideration of Med-Arb/Arb-Med
(会員対象行事)

日時：令和2年2月26日（水）18:00～20:00

場所：弁護士会館17階1703A会議室（千代田区霞が関1-1-3）

報告者：小川和茂先生（立教大学法学部特任准教授）

内容：

調停（Mediation）から仲裁への移行、あるいはその逆形態の紛争解決手続については、調停人や仲裁人となる者の兼任に関する問題、調停手続で利用された一方当事者が手続主宰者に提供した他方当事者に採っては秘密の情報の仲裁手続における取扱いといった手続の適正・公正性に関する論点を巡る外国の論者による我が国の仲裁・調停の実務に対する批判を契機として大きな議論が起こった。

その後、我が国においては、国際商事仲裁に関わる実務家の間において、仲裁と調停の峻別、特に調停人が仲裁人を兼ねることは、当事者の合意があれば別であるが、それは避けられるべきであるという考え方がかなり浸透したと考えられる。

国際的に見れば、手続が重くなりすぎた仲裁を利用するのではなく、調停（Mediation）の利用が増大している。

我が国におけるスポーツ仲裁における調停・仲裁実務を中心として、Med-Arb/Arb-Medに関する論点を議論することを本研修会では目的としたい。

日本仲裁人協会事務局 行（FAX: 03-3580-9851）
令和2年2月26日（水）の研究会に出席します。

ご芳名：

ご所属等：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。